

資料 2

令和 6 年度  
岩手県避難所運営デジタル化実証実験業務

業務仕様書

令和 6 年 4 月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度 岩手県避難所運営デジタル化実証実験業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 名称

令和6年度岩手県避難所運営デジタル化実証実験業務

### (2) 趣旨

災害対応力を強化するため、避難者受付業務や、在宅避難者・車避難者の把握業務等にデジタル技術を活用した実証実験を行うことにより、災害時におけるデジタル技術活用の可能性を検討するものである。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

### (4) 費用総額の上限額

本業務に係る費用総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の上限は次のとおりとする。  
5,883千円以内（税込（税率10%））

### (5) 概要

ア 避難所運営デジタル化実証実験

(ア) 実証実験の実施に関すること

(イ) 実証実験に使用するための避難所受付等システムの調整に関すること

イ アンケート調査

## 2 業務内容

避難所運営業務の効率化に向けたデジタル技術活用の可能性を検討するため、下記の項目について企画を提案すること。

### (1) 避難所運営デジタル化実証実験

ア 実証実験の実施に関すること

(ア) 実証実験の実施に関する全般の企画・調整を行うとともに、実証実験に使用する避難所受付等システムの調整（イを参照）、必要な物品等を調達し、2市町村で各1回、計2回の実証実験を実施すること。

(イ) 実施市町村（開催場所）は、県と協議・調整の上、決定するが、市町村において行われる防災訓練の機会（8月～10月頃）及び県総合防災訓練（11月開催）を活用し、学校、公民館等の指定避難所での開催を想定している。

(ウ) 実証実験の内容は、県と協議・調整の上、決定するが、紙での避難所運営とデジタル技術

を活用した避難所運営、それぞれに要する事務処理時間等を比較・検証するなど、避難所運営にデジタル技術を活用することの効果や課題等を洗い出す内容を想定している。

(エ) 実証実験の訓練参加者（運営者除く）は、県、実施市町村と協議・調整の上、確保するが、県民や市町村職員など概ね 30 人の参加を想定している。

(オ) 実証実験における想定災害、シナリオ等は、県、実施市町村と協議・調整の上、決定する。

## イ 実証実験に使用するための避難所受付等システムの調整に関すること

避難所受付等システムは、県、市町村等と協議・調整の上、決定するが、以下の機能を想定していること。

なお、避難所受付等システムは、下記内容を最低限とし、より効果が高いと認められるデジタル技術を活用した提案も可とする。

(ア) 「マイナンバーカード」や「LINE（アプリケーション）」等（※1）を活用することにより、短時間（一人当たり、数十秒を想定）での避難所受付（入所手続及び退所手続）を可能とすること。

また、世帯主が世帯員の情報をまとめて登録可能とするなど、デジタル技術の活用になじみのある高齢者や子ども等への対応を考慮すること。

(イ) (ア)により、リアルタイムで、住所、氏名、生年月日、性別等の情報に基づく、避難者名簿が作成されるとともに、避難者数等のデータを体系的に整理可能であること。

(ウ) 在宅又は車等の避難先からでも操作可能である「LINE（アプリケーション）」等（※2）を活用することにより、在宅避難者・車避難者としての登録（住所、氏名、生年月日、性別、所在地（避難先）等）や物資等の支援ニーズの登録が可能であること。

(エ) (ウ)により、リアルタイムで、住所、氏名、生年月日、性別、所在地（避難先）等の情報に基づく、在宅避難者・車避難者に係る避難者名簿が作成されるとともに、避難者数等のデータを体系的に整理可能であること。

また、世帯主が世帯員の情報をまとめて登録可能とするなど、デジタル技術の活用になじみのある高齢者や子ども等への対応を考慮すること。

(オ) 避難者数やライフラインの状況等の必要な情報について、避難所から市町村災害対策本部、市町村災害対策本部から県災害対策本部への状況報告が可能であること。

(カ) 複数の端末からアクセス可能なこと。

(キ) ユーザビリティに配慮した設計とすること。

※1 「マイナンバーカード」及び「LINE（アプリケーション）」の活用を求めるが、これらに加えて、他の技術を活用することも可能とする。また、個人情報保護の観点から、実証実験では、参加者本人の個人情報やマイナンバーカードの使用を想定していないため、仮の個人情報やカード等を使用するものとする。

※2 「LINE（アプリケーション）」の活用を求めるが、これらに加えて、他の技術を活用することも可能とする。

## (2) アンケート調査

実証実験の訓練参加者等に対するアンケート調査を実施し、取りまとめること。

なお、調査内容等は県と協議・調整の上、決定するが、避難所運営にデジタル技術を活用することの効果や課題等を洗い出す内容を想定している。

## 3 留意事項

### (1) 提案内容の実現可能性

実現可能な企画提案書を提出すること。実施に当たって、不確定要素や県、関係機関等の協力要件がある場合は、具体的かつ明確にその内容を示すこと。

### (2) 業務の誠実な遂行

受託者は、上記2(1)及び(2)に掲げる業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備、執行に当たっては、随時、県と協議すること。

### (3) 仕様書の変更

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがある。

## 4 成果品

本業務の成果品として、次の成果品を作成する。

(1) 委託業務実施状況報告書(実証実験の内容や成果、課題、アンケート調査等を取りまとめたもの)

(2) 委託業務関連データを保存したデータディスク1式(CD-R等)

## 5 契約に関する事項

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「3 プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(3)から(9)までに準じること。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

#### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

#### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

#### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務の事務の処理又は事業の遂行をするために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下この項において「法」という。）に基づき、次のとおり安全かつ適切に管理すること。

ア 受注者は、法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならない。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。

#### (7) 法令の遵守

業務の遂行に当たっては、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の法令を遵守すること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。